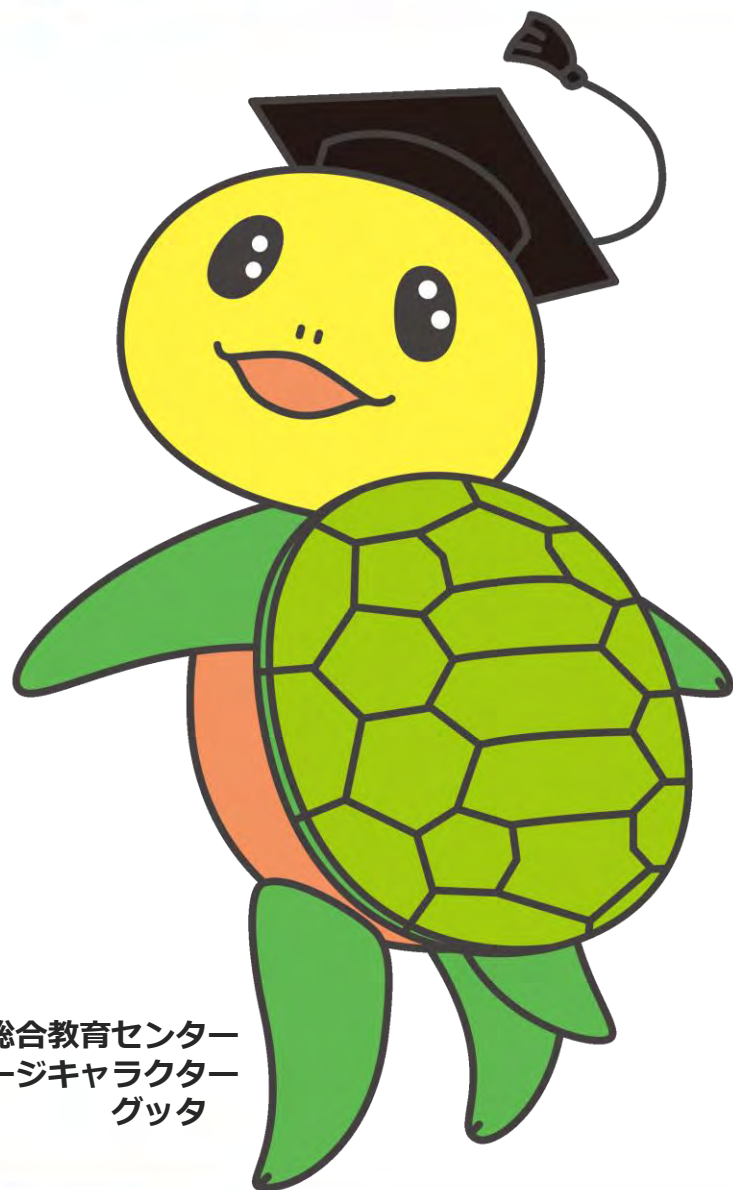


体育・保健体育,健康,安全ワーキンググループ（第1回）資料

多様性の包摂に向けて

神奈川県立総合教育センター体育指導センター
指導研究課長 齋藤 祐介



県立総合教育センター
イメージキャラクター
グッタ

小学校35人学級における多様性

特異な才能の
ある子供

0.8人
(2.3%)

学習面又は行動面で
著しい困難を示す子供

3.6人
(10.4%) ※2

不登校

0.7人
(2.1%) ※3

不登校
傾向

4.1人
(11.8%) ※4

家にある本の冊数が
少なく学力の低い
傾向が見られる子供

12.5人
(35.6%) ※5

日本語を家で
あまり話さない子供

1.0人
(2.9%) ※6



【出典】内閣府「総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』」をベースに更新

※1 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケート」を参考に掲載。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

※4 日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月）」

※5 文部科学省・国立教育政策研究所「令和6年度全国学力・学習状況調査」

※6 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」









多様性の包摂を目指した授業研究で着目した事項

- 一人一人の違いを大切にしようとする
こと
- 運動の多様な楽しみ方を共有する
こと

多様性の包摂を目指す改訂論議で着目する事項

「多様性の包摂」を通じた

自らの豊かなスポーツライフを舵取りする力と
スポーツを通じた共生社会の創り手育成

一人一人の違いを
大切にしようとする

×

運動の多様な楽しみ方を
共有する

実装するために

① 分かりやすく、使いやすい学習指導要領

② 豊かな学びに繋げる、余白の創出

第1回「体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ」

桐蔭横浜大学 佐藤豊

<改訂に向けた基本的な考え方>

- ①「主体的・対話的で深い学び」の実装
- ②多様性の包摂
- ③実現可能性の確保

自らの人生を舵取りする力（興味・関心）
民主的持続可能な社会での創り手

**個人と社会の
ウェルビーイングの実現**



体育科・保健体育科は、学校教育として何を保証、貢献するのか。

- ① 健康で生き生きとした人生を送る基盤づくり・・・様々なスキルの育成
- ② 運動やスポーツとの多様な関わり方を通した「生きがい、自己実現」
としての豊かなスポーツとのつながり(文化としてスポーツを享受できる力)
=ライフワークバランスをとり、人と関わり自分らしくいきいきと紡ぐ人生

○見方・考え方への柱(体育)

運動やスポーツが有する楽しさ、多様な価値や意義(内在的価値)と利益(外在的価値)がある

○中核となる概念検討の柱

知・徳・体(教育基本法)

心と体は関連している

非認知能力の重要性
公正、協力、責任、参画、共生 ETC

○ワーキングの視点

- ①教育の共通性と教科の独自の学びのバランス
- ②保健と体育の往還
- ③現行要領の分析的省察(内容の体系化及び各校種の成果と課題)

改定時の検討の視点

①「シーケンス(縦)」の視点

バックワード・デザインでの検討

生涯にわたる多様で豊かなスポーツライフ(ゴールはどこか?)

- ・学校(幼～大学)、卒業後のライフステージ、スタイルからみた
初等中等教育(12年間)の系統性と期間目標(444)
- ・2年間ごとの知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等
の重点とバランス

②「スコープ(横)」の視点

- ・カリキュラム・マネジメント・・授業、保体連携、教科外(教科で指導すること)
- ・発達の段階に応じた指導目標、内容の重点化
- ・校種ごとの独自性と特徴
 - 小) 全教科の指導・・体育学習コーディネーター(専科制の検討)
体育分野を含む電子教科書、教材等の充実の検討
 - 中) 中1ギャップ、科学的理解の概念化、部活動地域展開による授業の重要度
高) 共通性と多様性・・卒業時に身に着けたい資質・能力(技能中心指導でよいか)
- ・指導の接続、全ての子供に対する配慮、ICT活用(センシング等の安全対策を含む)
- ・領域の独自性(各領域を学ぶ意味)と統合(資質・能力の育成)のイメージの共有

指導の基準と実際の往還による検討(演繹と帰納)

- ・答申を踏まえること
- ・学習状況調査等の公表された
成果と課題を踏まえること

【社会・学校・子供たちや指導要領等に関する問題意識】

- ・少子化による学校の変化（生徒数・教員数の減少，部活動数の減少等）
- ・学習指導要領の本質的な理解
- ・評価に関する本質的な理解（特に高等学校の観点別学習状況評価）
- ・生徒のコミュニケーション力，不登校児童生徒数の増加

【体育・保健体育、健康、安全の分野に関する問題意識】

1 運動に関する課題

- ・学習指導要領についての理解と授業実践
- ・運動・スポーツに対する価値
- ・体育学習における「学びに向かう力，人間性等」の重要性
- ・豊かなスポーツライフの実現・継続につながるスポーツ好きな子供の育成

2 保健に関する課題

- ・現代的な課題や生活行動への意識

3 安全に関する課題

- ・主体的・協働的な取り組み，カリキュラム・マネジメントの視点（防災教育等）

4 環境整備に関する課題

- ・ICT活用を行うための体育館のWi-Fi設置・熱中症予防対策
- ・水泳授業における環境整備（施設，外部人材）

初等中等教育分科会 教育課程部会

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ (2025/10/03)

学校安全に関わる提案

大阪教育大学 教授

学長補佐(学校安全担当)

学校安全推進センター長

藤 田 大 輔



大阪教育大学では、**附属池田小学校事件の教訓**を基に、
わが国の教育振興基本計画における

自助・共助・公助の理念の下に、

教職員，児童・生徒，PTA，地域が参加する

共感と協働に基づく

安全教育・安全管理・安全連携

を推進する新たな包括的な「学校安全」の取り組みとして、

「セーフティプロモーションスクール(SPS)」

の普及を推進しています。



「第3次学校安全の推進に関する計画」

(令和4年3月25日閣議決定)

「Ⅱ 学校安全を推進するための方策」

「1. 学校安全に関する組織的取組の推進」

「(2)学校安全計画に基づく実践的な取組内容の充実」
の中で、

「第3次計画期間においては、**セーフティプロモーションスクール**の考え方を取り入れ、学校医等の積極的な参画を得ながら、学校種や児童生徒等の発達段階に応じた学校安全計画自体の見直しを含むPDCAサイクルの確立を目指す。」と明記されました。



「第3次学校安全の推進に関する計画」

(1) 家庭、地域、関係機関との連携・協働の推進

- ・地域学校安全委員会やコミュニティ・スクール等の仕組みを活用して、**地域と協働して**学校安全に取り組んだ学校数
- ・学校安全に関する **PTA の参画**状況(**安全点検**、登下校時の見守り活動等)

「4. 学校における安全管理の取組の充実」

- ・**児童生徒**が**安全点検**に参加する活動を行っている学校数
- ・**専門的な視点から**、学校における具体的な**安全点検**の方法、体制を構築している学校設置者数
- ・重大事故の予防のための**ヒヤリハット事例に関する校内での定期共有**の状況



学校保健安全法

第27条(学校安全計画の策定等)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の**施設及び設備の安全点検**、児童生徒等に対する**通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導**、**職員の研修**その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

第30条(地域の関係機関等との連携)

学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、児童生徒等の**保護者**との連携を図るとともに、当該学校が所在する地域の実情に応じて、当該地域を管轄する**警察署その他の関係機関**、**地域の安全を確保するための活動を行う団体**その他の関係団体、当該**地域の住民**その他の関係者との連携を図るよう努めるものとする。

ワーキンググループにおける検討事項・論点

2. 体育・保健体育、健康、安全に関する課題を踏まえた固有の検討事項

3. 安全に関する課題

- 学んだ知識を日常生活で行動化する実践力を身に付けるとともに、安全で安心な社会づくりに参加・貢献するため、主体的・協働的な取組を促す学習の充実
- 社会構造の変化に伴う現代的課題を含めた様々な課題に対応できる学習内容(教科等横断的な視点を含む)

「教育振興基本計画」（閣議決定：令和5年6月16日）

「Ⅱ．今後の教育政策に関する基本的な方針」の、 「5つの基本的な方針」

「⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話」の中で、 （児童生徒等の安全確保）

○「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、組織的・実践的な安全対策に取り組むセーフティプロモーションスクールの考え方を取り入れ、全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けるとともに、学校安全に関する組織的取組の推進、家庭・地域・関係機関等との連携・協働、学校における安全管理の取組の充実等を推進する必要がある。」と明記されました。

第1回 WG(10/3(金)) 発表内容
細川江利子（埼玉大学）

児童生徒にいかに関心・学習指導要領の趣旨を踏まえた内容の学習を保証し、
生涯スポーツの実践へとつなげていくか

現行学習指導要領とその実施状況について、特に課題と考えること

中学校第3学年以降の選択の授業の充実を

●生徒の学ぶ自由の保証

- ・選択になったことで「やらなくていい」と捉えている学校・教員の存在。
学校が領域（内容）選択をしている場合あり。
→生徒が学びたいと希望する領域（内容）を選択できることが生涯スポーツにつなげるという意味でも重要であることを再確認し実現に結び付けたい。
*深い学びを確かなものに（主体的対話的で深い学びの実装）という次期の考え
方を実現するためにも重要
*カリキュラム・マネジメントが重要

●選択の授業内容の検討、実践（必修との違いを明確に）

- ・小中高 12 年間の学習の最終段階の授業として、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育成するために…
・体育の見方・考え方（運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽しさや喜びとともに体力の向上を果たす役割の視点から捉え、自己の特性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること）を働かせられるように。
・一律に技能や体力をより高めるといふより、体力や技能の程度、年齢や性別、障害の有無等に関わらず、運動やスポーツの特性に触れ魅力を感じたり、運動やスポーツが多様な人々を結びつけたりすることを学ぶことを大切に。
といったねらいに合った授業の検討、実践へ。
（学校での授業が生涯スポーツの実践につながっていないという指摘もある）
・文部科学省発行の指導の手引きに授業実践例が示されているものの、どの程度参照されているのか。
・解説等で具体的な授業イメージをいかに伝えて、実践につなげるかが課題。

●小学校から中学校第1・2学年までの必修の学習の充実

- ・各領域、種目の特性を味わわせる良い授業を行い、選択へとつなげることが引き続き重要。
- ・運動会（体育祭も同様）の内容との関わり。

実践に向けての課題

- ⇒教師の負担への配慮、施設や教員数など学校の実態に応じて実施という観点との兼ね合いの中で、しかし最低限実現して欲しいことは何か。
- ⇒学習指導要領及び解説（その他の機会も含めて）の中でいかに伝え、実践につなげていくか。
- ⇒益々重要になる教師の力量（意識も含めて）をどのように育成するか。
・働き方改革の中で。研修意欲の低下。
・教員養成に関わる大学、教職大学院のカリキュラム、教員採用試験の内容、教員対象の研修の内容。
・外部人材等との関わり。

第1回 体育・保健体育、健康安全 ワーキンググループ 発表資料

「児童生徒の多様性を包摂する必要性について」

キーワード

熱心な無理解者、障害とは、社会モデル(ICF)、多層的な支援システム

日本女子体育大学 前島 光

多様な児童生徒が活動や参加ができる体育・保健体育¹ の授業を目指して

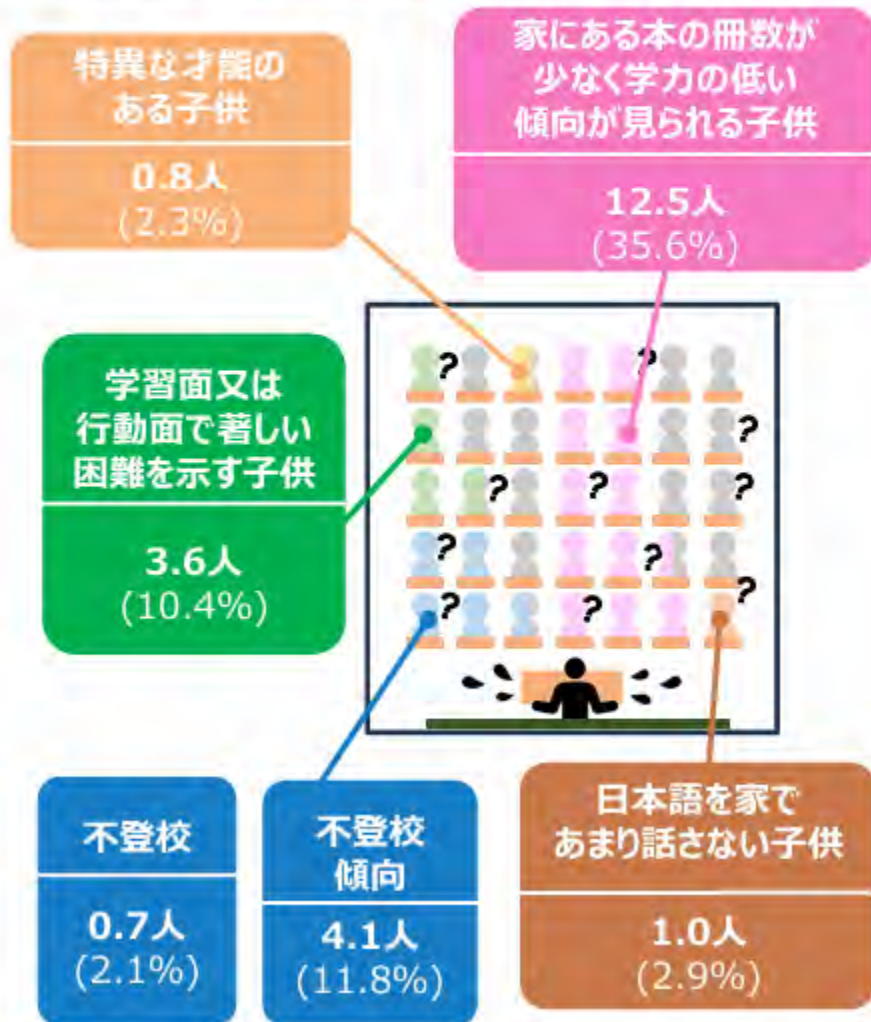
- ・教室の中で多様な個性や特性を有する子供・・・2
- ・教師の課題：熱心な無理解者・・・3.4
- ・「障害」とは・・・5
- ・児童生徒の困難やつまずきとなっている要因を見付ける
- ・医療モデルと社会モデル・・・6
- ・学校で取り組む多層的な支援システムによる指導や支援・・・7
- ・合理的配慮・・・8

児童生徒の多様性を包摂する必要性（小・中）

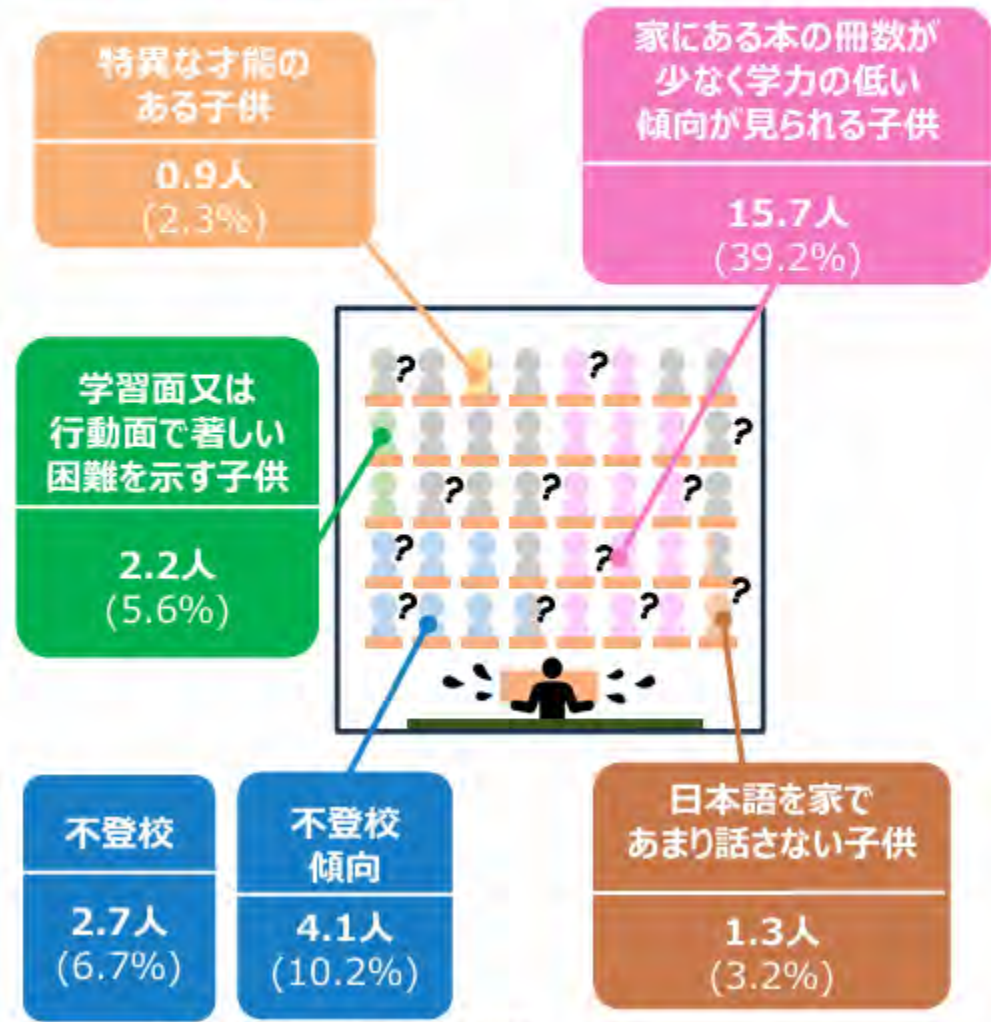
2

- どの学校でも、多様な個性や特性を有する子供が在籍している実態が顕在化。多様性を包摂し、一人一人の意欲を高め、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題

小学校（35人学級）



中学校（40人学級）



「熱心な無理解者」

授業中の離席や私語がなかなか止められない子供がいる

- その背景には「何をしてもいいかわからない」「課題が難しすぎる」といったその子の中に潜在するつまずきがあるかもしれない
- 「指示や説明が回りくどい」「授業が面白くなく退屈」
教師側の授業の進め方にこそ問題がある



教師にとって困った子が その子自身が困っているという理解が必要

「困った子供」から「困っている子供」へ

ところが学校現場にはいまだに…

「態度が悪い」「意欲が低い」と決めつけ、熱心にその姿を正そう、直そうとする教師が存在する

「熱心な無理解者」(児童精神科 佐々木正美氏)



- ・つまりはその子だけの問題ではない
- ・関わる教師もまたその状況を生み出すことがあるという自覚が必要



その子を変えようとするよりも前に、自分の見方や関わり方を変えていくことが大切

「障害」とは

個人の要因 × 環境の要因

の相互作用によって生じるもの

つまり同じ心身の状態であっても、
その人を取りまく環境によって、
障害状況になることも、ならないこともある
ということ

医療
モデル

疾患・変調

機能障害

能力障害

社会的不利

国際障害分類 ICIDH (WHO, 1980)

健康状態

ICFは、生活機能(生きていく上での生活すべて)に支障がある状態を障害と捉えている

心身機能・構造

活動

参加

環境因子

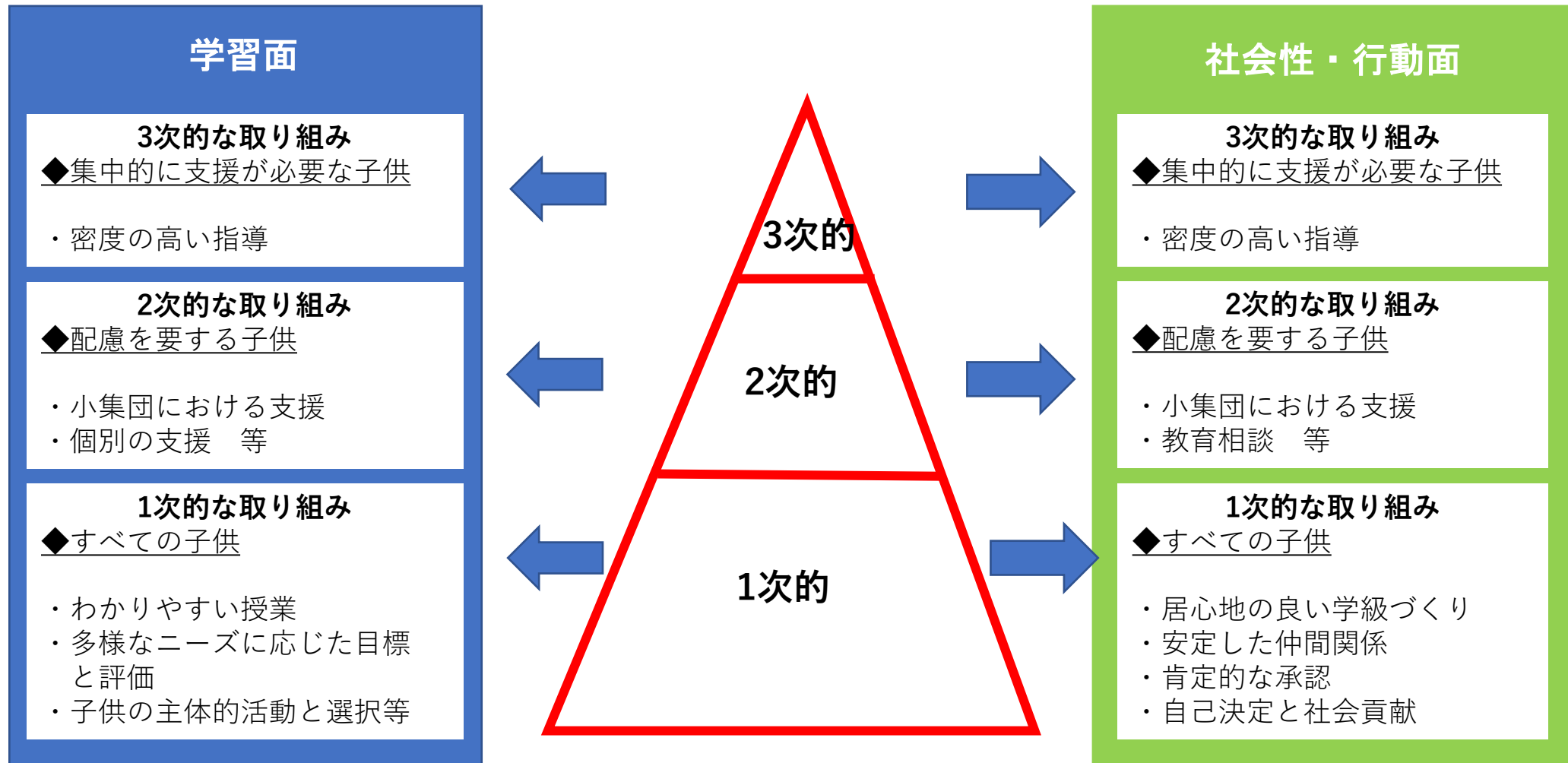
個人因子

国際生活機能分類 ICF (WHO, 2001)

社会
モデル

学校で取り組む多層的な支援システム

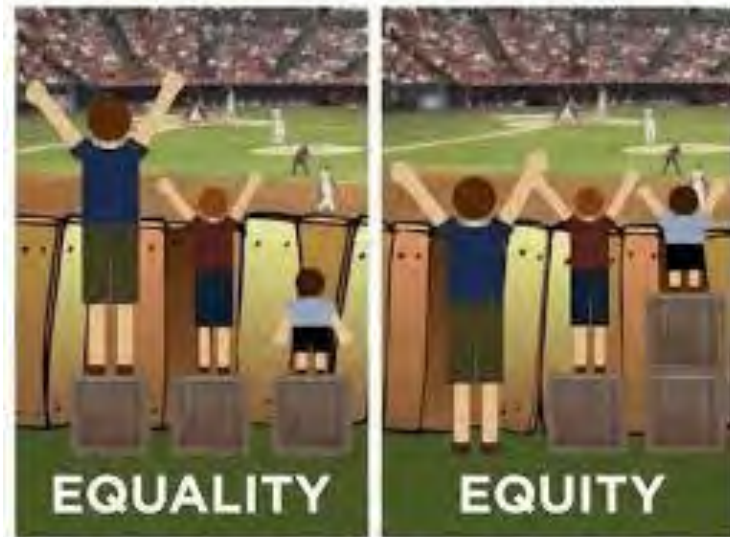
Multi-Tiered System of Supports (MTSS)



合理的配慮(reasonableaccommodation)

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を保障するために、一人一人の実態に応じて個別に提供されるもの

障害のある子供が他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享受・行使することを確認するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行なうことであり、障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるもの。



「平等」よりも「公平・公正」に

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループ

我が国の知育・徳育・体育
－汎用性の高い見方・考え方－

南 雄志

第1回:10月3日(金)10時～12時半

■「**体育**」は「知育」「徳育」と並ぶ、
学校教育の柱の一つとして重要な位置づけ

■教師として最も重要な業務は**教科指導**

→現代的な教育課題への取組

開かれた教育課程、特別支援教育、不登校

生徒指導と教育相談、地域・保護者等との連携 等



マネジメント能力の育成

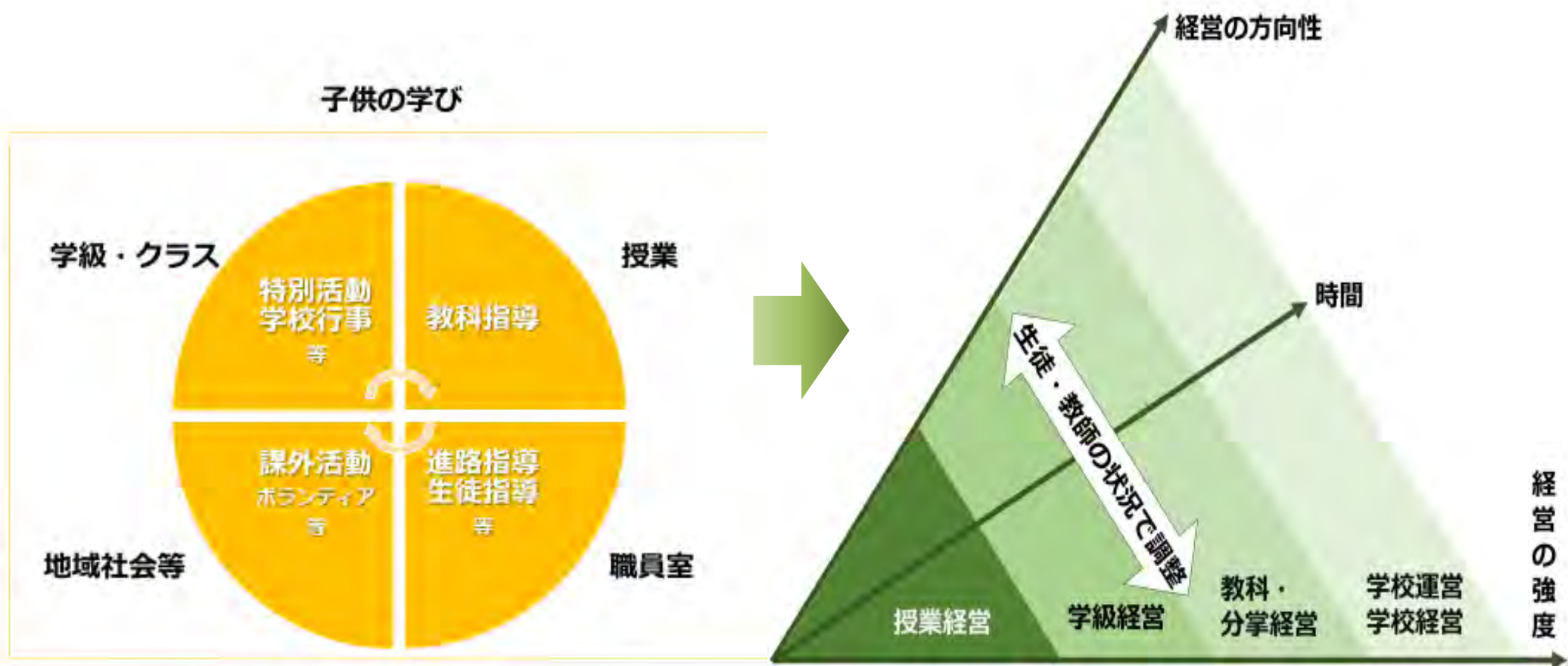
■初等・中等教育の役割

- ・児童生徒の発達の段階を**柔軟**に受け入れ
- ・個に応じた教育の推進を**社会や地域**とともに推進



学校**経営**や授業**経営**に活用

■授業経営力の育成を基本としたイメージ図



子供の学びの姿と教師の関わり（イメージ）

授業経営等と学校運営・経営の相似形（イメージ）

- * 授業経営力の育成が基本
- * 部活動経営も関連
- * 色の濃淡は、注力できる範囲（責任の範囲の広がり）

■現行学習指導要領←中央教育審議会答申（平成28年12月）

小・中・高等学校等で学習する体育・保健体育科の課題については、**健康課題**を発見し、**主体的**に課題解決に取り組む学習が不十分であり、社会の変化に伴う**新たな健康課題に対応した教育が必要**であると指摘

→あらゆる**健康課題**に関する思考力・判断力の育成

→ヘルスプロモーション（意思決定・行動選択＋環境づくり）の考え方にもとづく思考力・判断力＝**見方・考え方（汎用性）**に期待

→**外部講師の活用**で「開かれた教育課程」イメージ定着

■現行学習指導要領：学習内容up 標準授業時数keep

- ・詰め込み型の学習×

- ・総合的な探究の時間の活用、教科横断的な視点○

→保健体育科教育の充実

体育・保健体育、健康、安全ワーキンググループにおける検討事項等について

東海大学 森 良一

1. 当該分野に関する問題意識等

- ・健康課題については、現代的な健康課題に対応することは重要なことであるが、例えば再興感染症の様に過去に起こった健康課題が再来することもある。現代的な健康課題だけでなく保健として重要な内容は何かしっかりとした検討する必要がある。
- ・体育、保健体育の内容と教科横断的な健康・安全教育の内容との位置付けをある程度明確化する必要がある。
- ・保健では心身の健康の保持増進の内容が位置付いているが、小・中・高等学校を通して心の健康に関する内容が少ない印象がある。
- ・デジタル化が進んでいくことになるが、このことから生じた健康課題に対する内容については教科横断的に位置付ける必要がある。

2. 保健における学習指導要領等に関する問題意識

- ・保健に関する中核的な概念についての検討がされると思うが、その中の一つとして疾病概念についてイメージを共有したい(スライド1参照)。現行の学習指導要領では、疾病の予防に関する内容については、小・中・高等学校に応じて系統的に内容が構成されている。したがって、保健の中核的な概念を考える際に、スライド1に示したように例えば中学校で疾病概念を構造化することも考えられるが、小・中・高等学校を通して構造化することも考えられる。疾病予防は例えば一次予防、二次予防、三次予防という考え方がある。また、新型コロナウイルス感染症の様に、今後未知の感染症や疾病が出現した時に対応できる能力を考えると、小・中・高等学校を通じた概念を明確にしてから発達の段階を踏まえて各校種の中核的な概念を考えるという保健ならではの検討方法があるのではないだろうか。

スライド1 疾病予防の構造化・表形式化のイメージ

	知識及び技能の系列	思考力、判断力、表現力等の系列
	中核的な概念の深い理解	複雑な課題の解決
	例:疾病の要因及び予防方法を身に付け、未知の疾病にも活用できることを理解する。	例:疾病概念や予防の原則を拡張し、既存の疾病だけでなく未知の疾病を含めた疾病の予防方法を選択することができる。
2年相当	個別の知識及び技能 (例)生活習慣病等の疾病概念と予防方法 ・生活習慣病等の要因 ・生活習慣病等の起こり方 ・生活習慣病等の予防方法 ・がんの特徴 (現在は第1学年に疾病の発生要因が位置づいている)	個別の思考力、判断力、表現力等 ・疾病の予防における事柄や情報などについて、保健に関わる原則や概念を基に整理したり、個人生活と関連付けたりして、自他の課題を発見することができる。 ・疾病の予防の課題解決する方法を見いだすことができる。 ・疾病について習得した知識を自他の生活と比較したり、活用したりして、疾病等にかかるリスクを軽減し健康の保持増進をする方法を判断することができる。
3年相当	(例)感染症の疾病概念と予防方法 ・感染症の要因 ・感染経路 ・感染症の予防方法 ・エイズ及び性感染症の特徴	
(内容の取扱い)	・生活習慣病等ではがんを扱うこと。 ・感染症ではエイズ及び性感染症を扱うこと。	

※令和7年9月19日教育課程企画特別部会論点整理(案)スライド13を参考に作成

第1回 体育・保健体育、健康、安全WG 資料

東京学芸大学特任教授 渡邊正樹

事故・外傷の課題と対策は基本的に健康と同様に主体と環境から説明される。思考力・判断力・表現力等については「傷害の防止について、危険の予測やその回避の方法を考え、それらを表現すること」（平成29年中学校学習指導要領）と他の内容のまとまりとは異なる記述があり、「傷害の防止」特有の表現となっており、小学校の「けがの防止」と高校の「安全な社会生活」にも同様の記述がある。（中略） 実は危険予測・危険回避能力は事故・外傷の課題のみならず、感染症や慢性疾患においても応用可能である。ハザードが発生するリスクを予測し、リスクの軽減を図るという考え方は、ハザードに疾病を当てはめることで事故・外傷以外にも応用できる汎用性のある概念である。実際、中学・高校の保健ではリスクが用いられるようになったため、学習の幅を広げることができるであろう。

渡邊正樹，安全に関する課題の変遷とこれからの保健の内容，学校保健研究、65、2023年より抜粋

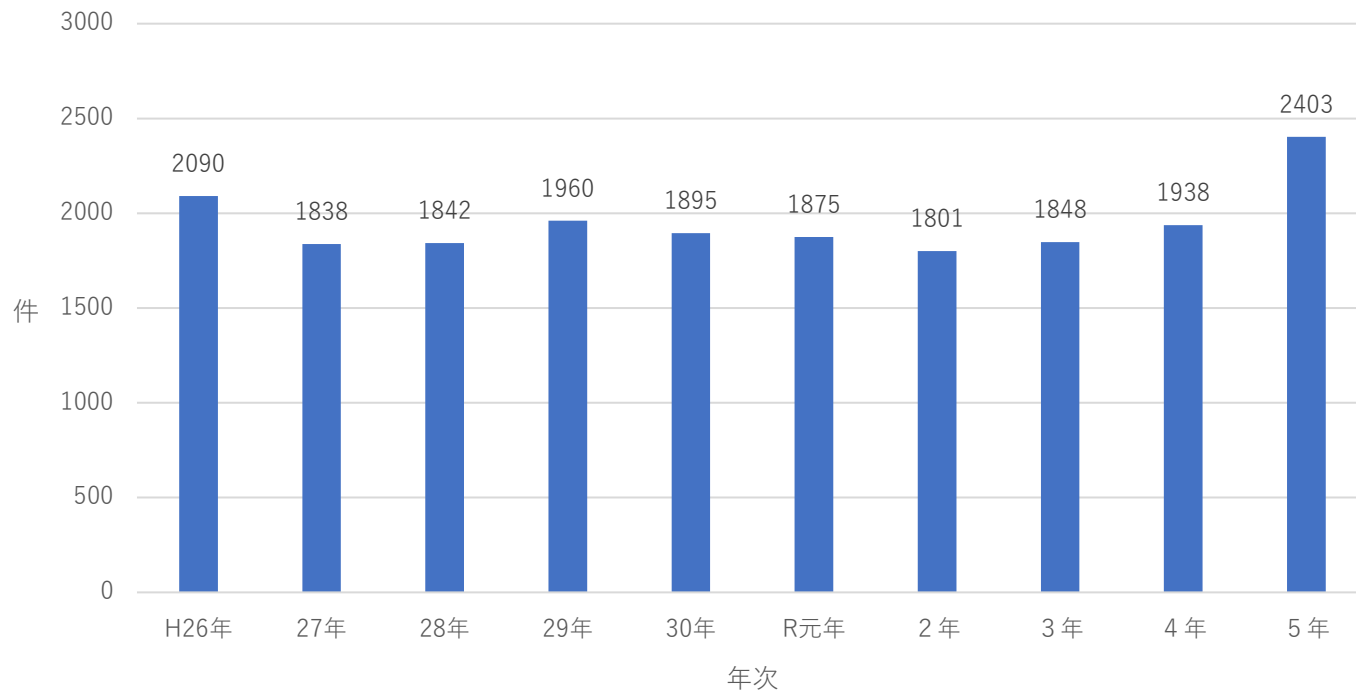
告 示	内 容
平成11年（1999年）	(1) 現代社会と健康 エ 交通安全 (ア) 交通事故の現状 (イ) 交通社会に必要な資質と責任 (ウ) 安全な交通社会づくり オ 応急手当 (ア) 応急手当の意義 (イ) 日常的な応急手当 (ウ) 心肺蘇生法
平成21年（2009年）	(1) 現代社会と健康 エ 交通安全 (ア) 交通事故の現状 (イ) 交通社会に必要な資質と責任 (ウ) 安全な社会づくり オ 応急手当 (ア) 応急手当の意義 (イ) 日常的な応急手当 (ウ) 心肺蘇生法
平成30年（2018年）	(2) 安全な社会生活 ア 知識及び技能 (ア) 安全な社会づくり ㊦ 事故の現状と発生要因 ㊧ 安全な社会の形成 ㊨ 交通安全 (イ) 応急手当 ㊦ 応急手当の意義 ㊧ 日常的な応急手当 ㊨ 心肺蘇生法 イ 思考力，判断力，表現力等 安全な社会生活について，安全に関する原則や概念に着目して危険の予測やその回避の方法を考え，それらを表現すること

過去3回の高等学校 学習指導要領にお ける安全に関する 記載内容

性犯罪・性暴力 内閣府 男女共同参画局

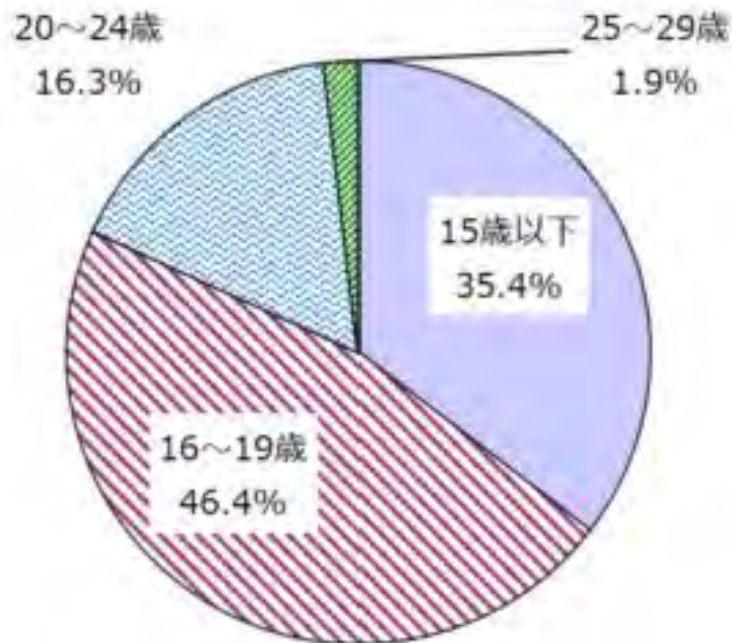
同意のない性的な行為は性暴力であり、重大な人権侵害です。
性暴力は年齢、性別にかかわらず起こります。

18歳未満の性犯罪被害の実態 警察庁データ 不同意性交等・不同意わいせつの検挙件数の年次推移



初めて痴漢被害を受けたときの年齢 (対象者「痴漢被害を受けたことがある」16～29歳 2,346 人)

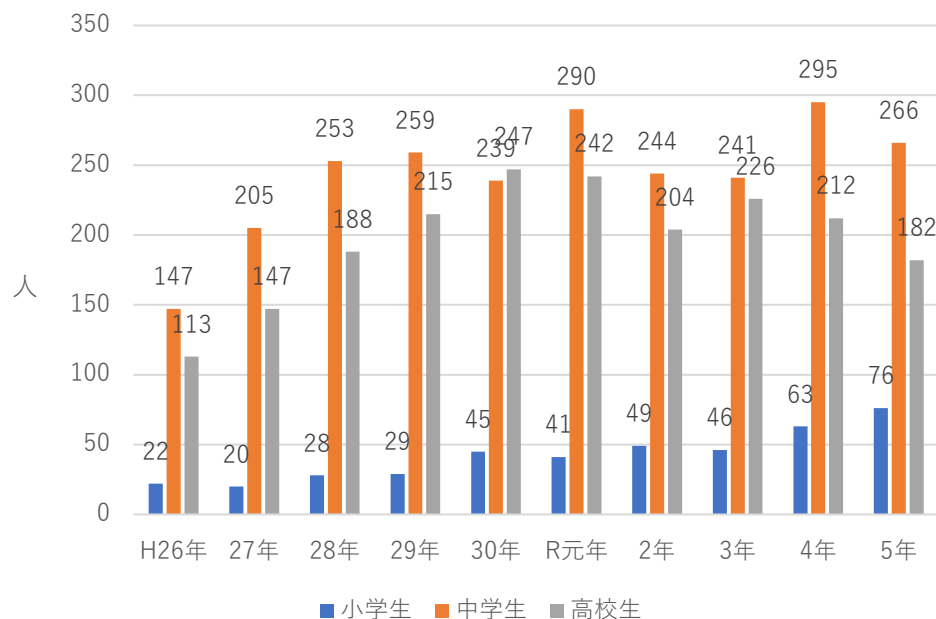
「若年層の痴漢被害等に関するオンライン調査」(2024年)より



約1/3が15歳以下で被害に遭っている。

子供(18歳未満)が自らを撮影した画像に伴う被害者の年次推移

警察庁資料より

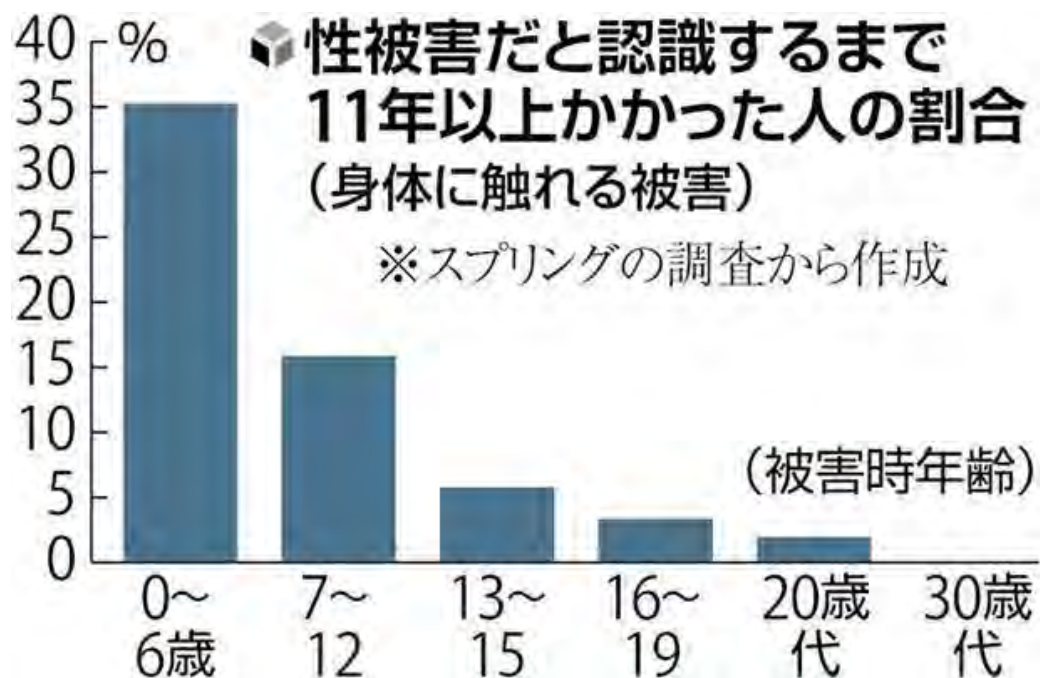


小学生の被害が増加傾向にある。

性被害と気づくまで平均7年、ショックで記憶閉ざすケースも

読売新聞2023年10月28日

性暴力の被害者らでつくる一般社団法人「スプリング」が2020年に実施した調査では、性被害を受けたことのある男女約5,900人の半数がすぐに性被害だと認識できず、気づくまで平均7年かかるこ



とが判明した。被害時に6歳以下だった場合、35%が11年以上かかっていた。

性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針 (令和5年3月)

経緯

令和2年6月11日

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」

(性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議)

- 令和2年度～4年度を「**集中強化期間**」として
性犯罪・性暴力対策の取組を強化。

これまでの取組と課題

- 性犯罪に厳正かつ適切に対処するための刑事法の検討
 - 再犯防止プログラムの拡充
 - 被害申告・相談をしやすい環境の整備 (警察、ワンストップ支援センター)
 - 「生命 (いのち) の安全教育」の推進、社会全体への啓発 等を着実に実施
- 一方で、**依然、性犯罪・性暴力は深刻な状況であり、対策の更なる強化が必要**

性犯罪・性暴力対策の「更なる集中強化期間」 (令和5年度～7年度※の3年間)

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、決して許されない。
「**相手の同意のない性的な行為は性暴力である**」等の認識を社会全体で共有し、取組を強化していく。

※ 第5次男女共同参画
基本計画の目標年度

【1 刑事法の改正に係る対応及び刑事手続の適切な運用】

- 刑事法改正に係る対応 (広報啓発、支援現場職員への研修等)
- 刑事手続の運用に関する検討
- 刑事手続における二次被害の防止・プライバシーの保護

【2 再犯防止施策の更なる充実と性犯罪・性暴力の予防】

- 再犯防止対策の更なる強化等
- 地方公共団体による再犯防止施策の支援
- わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分と再発防止
(教員等・保育士に関する対応、日本版DBSの導入に向けた検討)

【3 被害申告・相談をしやすい環境の整備】

- 被害届の即時受理の徹底
- 証拠採取・保管体制の整備
- 捜査段階における二次被害の防止
- 警察における相談窓口の周知や支援の充実
- ワンストップ支援センターにつながるための体制の強化
- 学校等で相談を受ける体制の強化

【4 切れ目ない手厚い被害者支援の確立】

- ワンストップ支援センターを中核とする被害者支援の充実
(地域の関係機関 (警察、医療機関等) との連携強化、対応能力の向上等)
- 医療的支援の更なる充実と専門人材の育成
- 中長期的な支援体制の充実 (困難女性支援法に基づく中長期的支援等)
- 多様な被害者支援の充実 (障害者、男性等を含む様々な被害者への対応)

【5 教育啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防】

- 発達段階に応じた教育・啓発活動 (生命 (いのち) の安全教育の推進)
- 社会全体への啓発 (若年層の性暴力被害予防月間 等)

【6 新たな課題等への対応】

- AV出演被害の防止及び被害の救済
(AV出演被害防止・救済法の周知・広報、相談対応の支援、厳正な取締り等)
- インターネット上の性暴力等への対応
(違法行為への厳正な対処、児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止等)
- 痴漢撲滅に向けた政策パッケージの確実な実行
- 被害者や支援者等に対する誹謗中傷の防止

本方針に基づく具体的施策は毎年の「**女性活躍・男女共同参画の重点方針**」に記載。毎年度フォローアップを実施し、確実に実行。



いのち 生命の安全教育

子供たちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、全国の学校において「生命（いのち）の安全教育」を推進しております。



「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月）の柱の一つとして、「教育・啓発活動を通じた社会の意識改革と暴力予防」が挙げられ、「子供を性暴力の当事者にならないための生命（いのち）の安全教育の推進」のための教材作成と普及が行われた。

いのち 「生命の安全教育」とは？

生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けることを目指すものです。



2. 教材・指導の手引きの内容

- 文部科学省と内閣府が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成しました。
- 指導の手引きには、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示しています。
- 児童生徒の発達の段階や学校の状態を踏まえ、各学校の判断により、教育課程内外の様々な活動を通じて本教材を活用することが可能です。なお、各教科等の授業の中で本教材を使用する場合は、各教科等の目標や内容等を踏まえた上で、適切に使用するようご注意ください。
- 生命の安全教育に関する保護者への案内例も作成しました。保護者や地域の人材等の理解を得ながら、教育の推進をお願いいたします。

主な教材の内容

【幼児期】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクシュアルハラスメントの例示）
- 二次被害について
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- 「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- 相手の大切なところを、見たり、触ったりしない
- いやな触られ方をした場合の対応
- SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- 性暴力の例
- 身近な被害実態
- 性暴力が起きないようにするためのポイント
- 性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



【中学校】

- 自分と相手を守る「距離感」について
- 性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- 性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- 小・中学校向け教材を活用しつつ、児童生徒等の障害の状態や特性及び発達の状態等に応じた個別指導を実施。



16. 実施している安全教育

表16-1. 全国の学校

	調査対象校	実施している安全教育（複数回答可）							い い ず れ も 実 施 し て い な い
		生活安全 （防犯 含む）	災害安全	交通安全	現代 的課 題へ の 対 応 （ テロ 予 告 、 犯 罪 ミ サ 、 イ ル 、 テ ロ 予 告 ）	現 代 的 課 題 へ の 対 応 （ テロ 予 告 、 イ ル 、 テ ロ 予 告 ）	サイ バー セ キュ リ ティ 適 切 な 利 用 ・ ネ ッ ト	性 犯 罪 、 性 暴 力 防 止	そ の 他
合 計	38,171	35,635 93.4%	36,486 95.6%	36,704 96.2%	8,223 21.5%	29,762 78.0%	17,278 45.3%	307 0.8%	49 0.1%
幼稚園	4,325	3,874 89.6%	4,083 94.4%	4,039 93.4%	690 16.0%	227 5.2%	574 13.3%	26 0.6%	21 0.5%
幼稚園型認定 こども園	864	768 88.9%	805 93.2%	794 91.9%	112 13.0%	46 5.3%	88 10.2%	4 0.5%	4 0.5%
小学校	17,981	17,623 98.0%	17,514 97.4%	17,844 99.2%	4,591 25.5%	15,919 88.5%	7,950 44.2%	128 0.7%	10 0.1%
中学校	9,199	8,413 91.5%	8,717 94.8%	8,655 94.1%	1,922 20.9%	8,431 91.7%	5,212 56.7%	65 0.7%	6 0.1%
義務教育学校	230	215 93.5%	227 98.7%	227 98.7%	58 25.2%	214 93.0%	138 60.0%	8 3.5%	0 0.0%
高等学校	4,395	3,663 83.3%	3,993 90.9%	4,058 92.3%	641 14.6%	3,980 90.6%	2,719 61.9%	65 1.5%	8 0.2%
中等教育学校	51	42 82.4%	47 92.2%	49 96.1%	9 17.6%	49 96.1%	32 62.7%	1 2.0%	0 0.0%
特別支援学校	1,126	1,037 92.1%	1,100 97.7%	1,038 92.2%	200 17.8%	896 79.6%	565 50.2%	10 0.9%	0 0.0%

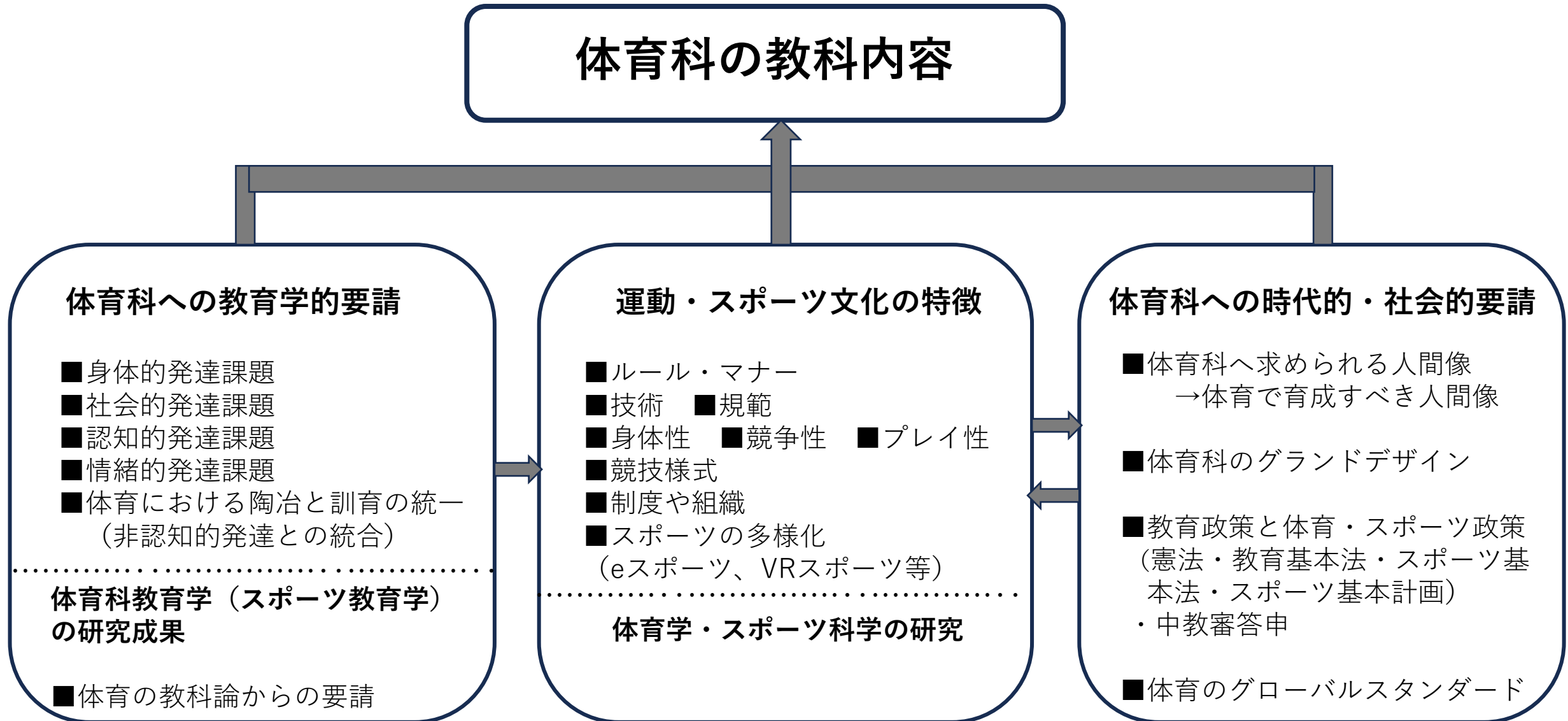
（上段：件数、下段：構成比）

文部科学省，学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査〔令和5年度実績〕より

体育・保健体育、健康、安全ワーキング
グループ 第1回会議：20251003

学習指導要領改訂に向けて のラフスケッチ

友添秀則
環太平洋大学大学院教授
(スポーツ教育学・スポーツ倫理学)



改訂の方向を議論するために（私案）

現代社会における体育を取り巻く状況認識

→現代～急速な社会変化に伴う社会的課題・体育的課題が複雑に絡み合う時代

1) 社会的課題

- ・社会の変化と未来への不安（デジタル化による激しい変化、少子高齢化、国際情勢の混迷、気候変動、景気と経済の不透明化等）
- ・グローバル化と社会の分断（国内外とも多様な価値観の危うい共存、SNS等による負の側面）

2) 体育的課題

- * AI時代の到来による身体性の希薄化
- * 少子化による児童・生徒の集団活動の困難性（輪になってみんなで遊べない時代）
- * 未だ続く運動習慣の二極化、児童・生徒の体力低下
- * 部活動の地域展開等による子供達のスポーツ環境の変化
- * 増加する定住外国人（文化的背景の相違の超克）、多様な障害を持つ子供たち、全ての人を笑顔にする共生社会を支える体育の在り方



体育（授業）はこれまで以上に多面的な役割を
担う必要があるのではないか

体育授業の再構築（Reconstruction）：戦略的基盤

- ①生涯（「人生100年時代」）を主体的に学び続ける力の育成
- ②持続可能な社会構築のために、対話と共創の力の育成
（Citizenship Education）
- ③テクノロジーを通して個人の可能性を拓く力の育成
- ④日本社会の価値観に根ざした「ウェルビーイング」の醸成
→2040年代を見据えた、新しい教育・新しい体育のカタチの検討
- ⑤グローバルスタンダードに立つ体育の構築（OECD Learning Compass 2030, UNESCO Quality Physical Education Guidelines 2015 ,etc.）

戦略的視点

① **身体性の再構築**（←AI・デジタル時代の身体性の希薄化）

- * AI・デジタル環境下では、「**身体を通じた学び**」を一層重視する必要

- * 身体を通じた思考・感情・社会性の育成の重要性

- ⇒ 自己認識・他者認識（他者理解）・感情調整の基盤を形成→（現存在＜Dasein＞としての人間の気づき）
（求められる素材と教材化）（身体的不器用さの克服→適時性を逸した子供）

② **多様性の包摂**（←共生社会・定住外国人・障害）

- 文化的背景・障害・能力差を尊重した体育

- （多文化共生と体育、高次脳機能障害・LD・自閉スペクトラム症、ADHDと体育、卓抜な運動能力もつ子供と体育）

③ **個別最適化と協働性**（運動習慣の二極化・体力低下への対応）

- * 運動習慣の二極化に対応した柔軟な授業設計

- * グループでの運動課題の設定と協力して解決する探究型授業

- * 異年齢・異文化・障害のある子との協働活動（ユニバーサルスポーツ）

戦略的視点

④地域連携型体育の構想と展開

部活動の地域展開と連動し、地域資源（指導人材・運営システム）を活用する体育（授業）の在り方

⇒子供の新しいフィジカルリテラシーの育成と地域の教育力との連携

* 地域の人との世代間交流型体育（例：地域の高齢者との体操）

⑤保健との統合

健康・安全を含む統合的学習（授業）

⇒「健康・安全・自己管理力」の育成

体育と保健の統合は、健康教育を超えて、未来社会を生き抜く「人間力」の育成に直結するだろう。

⑥探究的な学び

身体活動を通じた課題発見・課題解決型学習

主体的・対話的で深い学びの実現

新しい教育課程を構想する

AIが知的活動を担う時代だからこそ

体育は「身体を通じた人間性の回復」「社会性の育成」「自己理解の深化」の場として再構築されるべき

→体育の中核的概念を考える基盤

* 中教審「論点整理」の提案との接点

「主体的・対話的で深い学び」→ 体育における探究的・協働的活動の強化

「多様性の包摂」→ 体育授業におけるジェンダー・文化・障害への配慮

「実現可能性の確保」→ 地域連携・教員の負担軽減・柔軟な授業設計

体育は「人間性・社会性・身体性」を統合する教育の核になるべきもの



求められる⇒もっと自由で、もっと楽しい体育の創造を

→＜必要条件＞見やすい、分かりやすい、使いやすく、簡潔な要領を！

身体を媒介に運動学習という独特の学習方法を持ち、非認知的能力の育成に大きな力を発揮する体育の強みを、WGで考えたい！